



# 女性活躍推進法に基づく 公共調達に関する取組状況について

令和5年6月13日  
内閣府男女共同参画局

# 公共調達における国・独立行政法人等の取組状況（令和3年度）

- えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点評価。



- 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進歩し、国・独立行政法人等を合わせて2兆9,964億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

- 国の機関は、

- ・ 物品役務等の調達については、全28機関のうち16機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。
- ・ 公共工事等の調達については、全14機関のうち7機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

各機関ごとの取組実績は、  
3～5頁

- 独立行政法人等は、全170法人のうち140法人が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

## 加点評価の取組の実施状況（概況）

### （1）国の機関

- ▶ 令和3年度に取組を実施した調達全体では、前年度と比較して、金額は減少、件数は増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は4割を下回っている。
- ▶ 物品役務等では、過去3か年度の実施割合（金額ベース）は約98%で推移している。
- ▶ 公共工事等では、取組の件数・金額ともに微増しているものの、令和3年度の実施割合（金額ベース）は20%である。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	1兆2,692億円 (32.5%)	1兆9,519億円 (40.4%)	1兆4,946億円 (37.3%)
	件数	10,233件 (30.5%)	12,838件 (36.0%)	13,561件 (39.7%)
(物品役務等)	金額	8,977億円 (97.7%)	1兆3,567億円 (97.6%)	8,743億円 (97.7%)
	件数	9,299件 (94.3%)	9,359件 (96.5%)	9,215件 (98.3%)
(公共工事等)	金額	3,715億円 (12.5%)	5,952億円 (17.3%)	6,204億円 (20.0%)
	件数	934件 (3.9%)	3,479件 (13.4%)	4,346件 (17.5%)

## (2) 独立行政法人等

- ▶ 取組を実施した調達の件数・金額ともに増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は9割を上回っている。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	8,557億円 (72.9%)	1兆270億円 (87.4%)	1兆5,018億円 (94.8%)
	件数	7,417件 (79.6%)	7,654件 (84.7%)	9,420件 (87.7%)

※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 取組可能調達全体に占める取組実施済調達の割合を( )内に記載。

※3 取組可能調達は、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達から、国及び独立行政法人等における取組開始以前に設定された長期継続契約等に基づく事業に係る調達等を除いたもの。

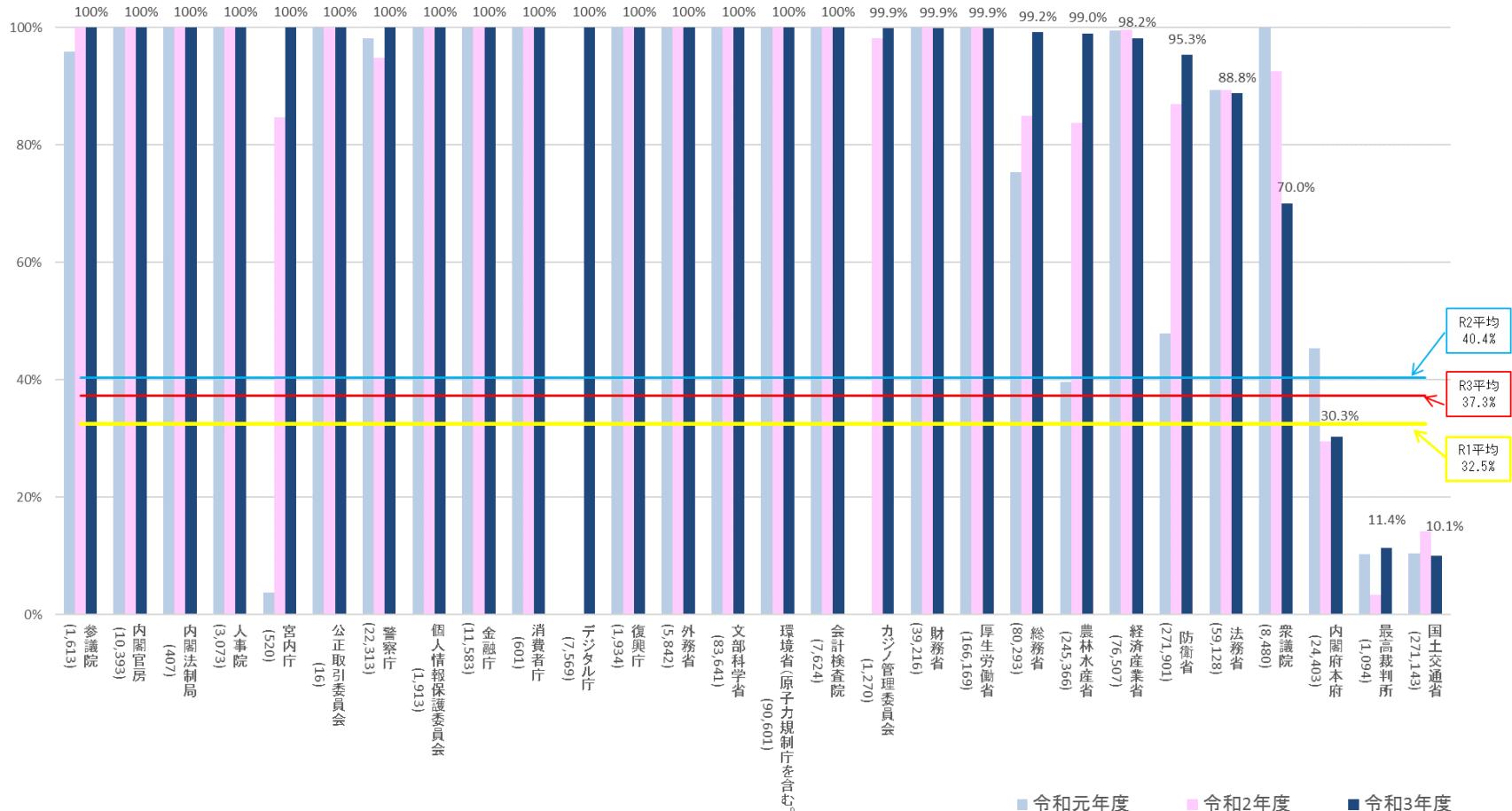
※4 公共工事等は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第2条に規定する公共工事及び公共工事に関する調査等。物品役務等は全体から公共工事等に係る調達を除いたもの。

# 国の機関に関する実施状況の詳細

## 実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）①

### 1 全体（物品役務等+公共工事等）

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全28機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は12機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

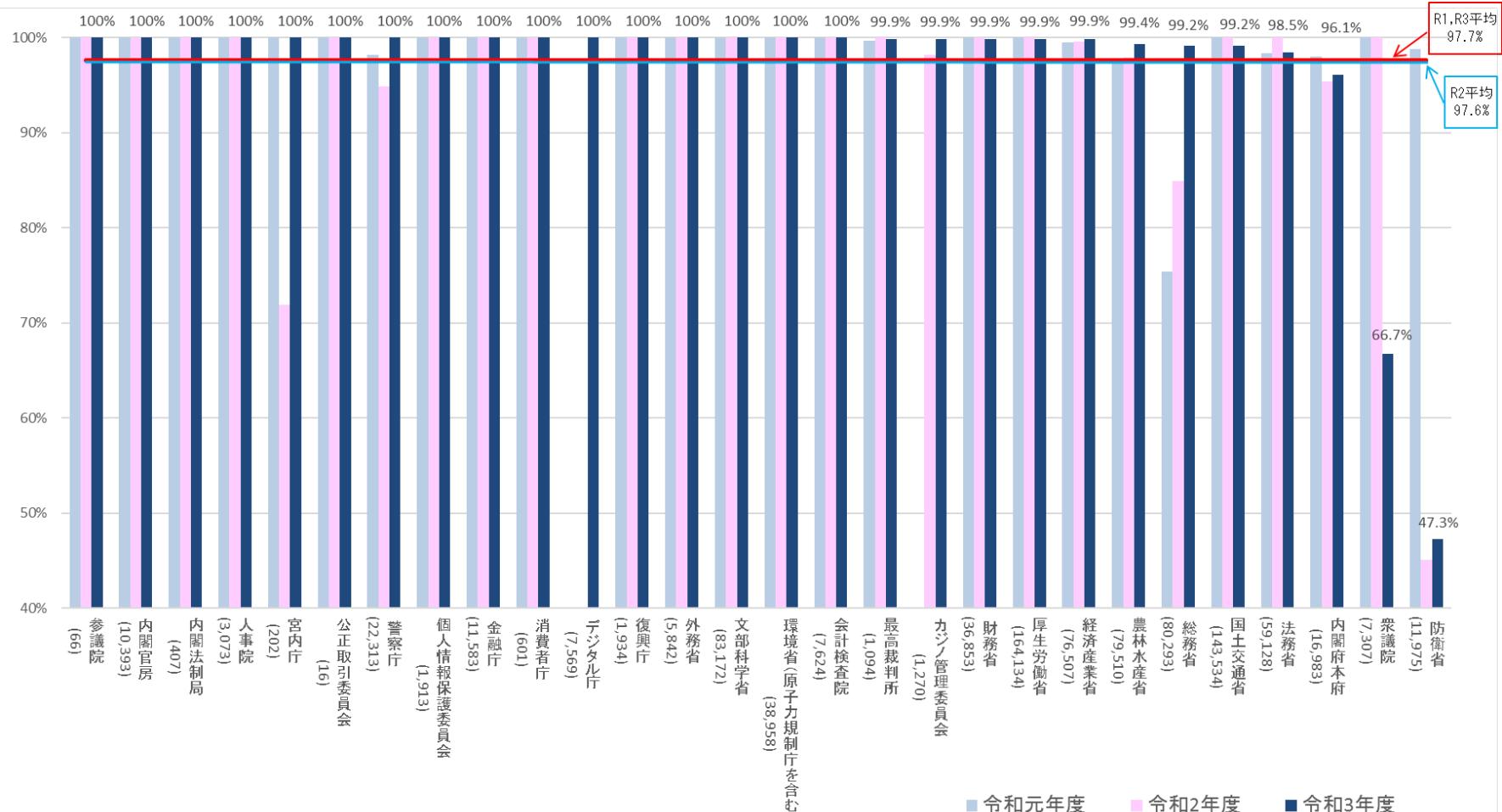
※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の取組可能調達なし。デジタル庁(令和3年9月設立)は、令和元年度及び令和2年度の取組可能調達なし。

# 実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）②

## 2 物品役務等

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全28機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は12機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

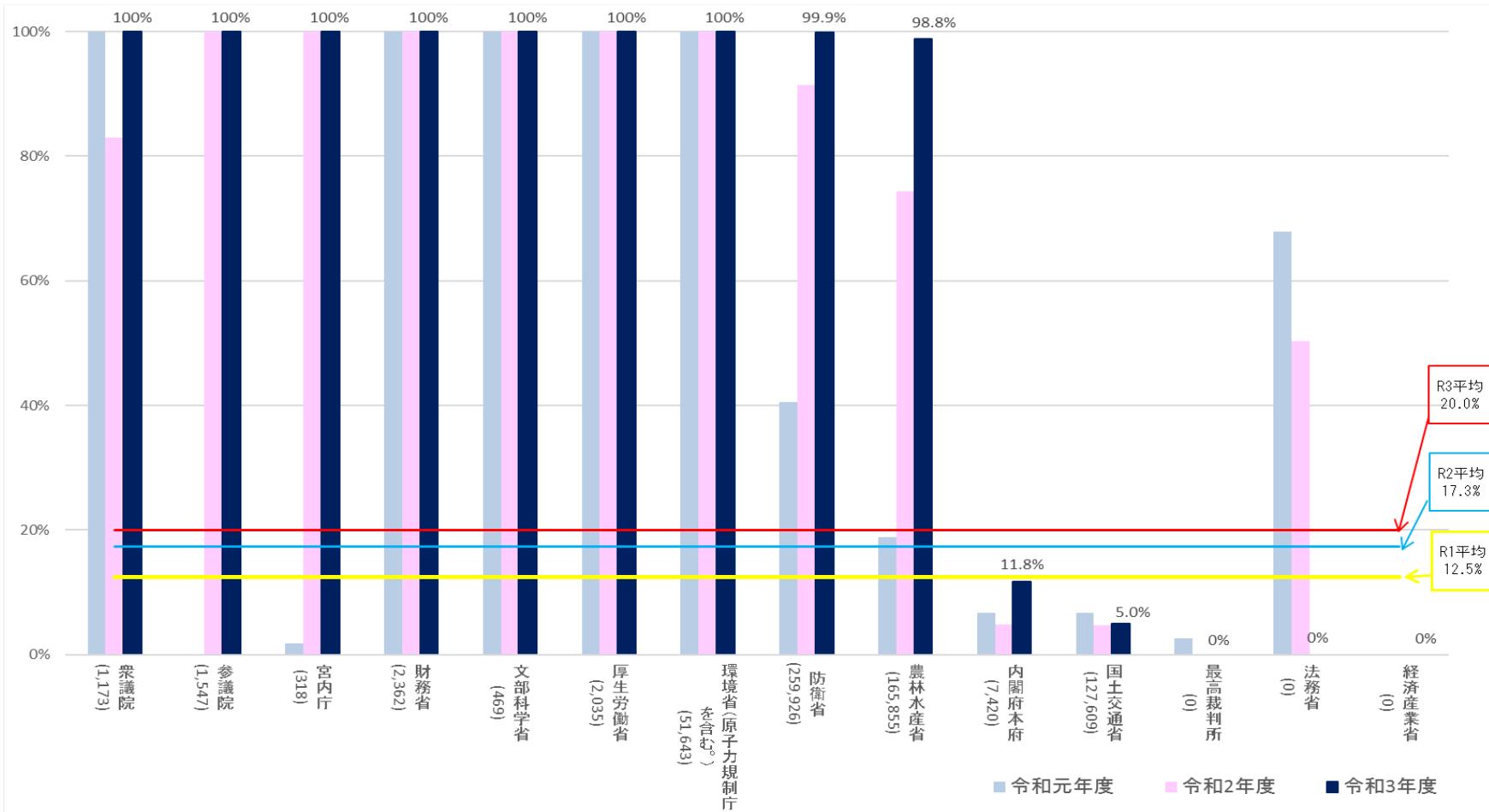
※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の取組可能調達なし。デジタル庁(令和3年9月設立)は、令和元年度及び令和2年度の取組可能調達なし。

# 実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

## 3 公共工事等

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

## 1. 行動計画の策定状況（令和5年3月末時点）

行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者101人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で97.8%。（義務対象企業数49,994社中、届出企業数は48,872社）  
(※ 行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者100人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は6,935社。)

## 2. 女性活躍推進企業データベースの掲載状況（令和5年3月末時点）

女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は24,887社。一般事業主行動計画を掲載している企業数は35,076社。

## 3. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況 (令和5年3月末時点)

女性の活躍状況が優良なえるぼし認定企業は、全国で2,176社。  
うち、3段階目は1,493社、2段階目は673社、1段階目は10社。  
また、えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合のプラチナえるぼし認定（令和2年6月1日施行）は、37社。



## (参考2) 関係法令等

### ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

## 2 略

### ○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

#### 第2 公共調達

##### 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

###### （1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

###### （2）実施時期

原則として、平成28年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成28年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。（以下略）

### ○ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領

(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定) (抜粋)

#### 第1 公共調達

##### 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

###### (1) 取組の対象範囲

取組指針第2の1の(1)に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする（ただし、国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）にのっとり行われる自動車の購入及び賃貸借に係る調達など、法令または閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているもののように、個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを見除く。）。

###### (2) 評価対象企業

次のいずれかに該当する企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を対象とするものとする。

- ①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
- ②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）